

# 「第5次清里町総合計画推進管理」に対するパブリックコメント募集の結果について

9月10日から9月28日までの19日間で、「第5次清里町総合計画推進管理」に対するパブリックコメントを募集しました。

募集の結果がまとまりましたので、公表いたします。

## ●町民意見提出手続きの実施状況

### 【募集期間】

平成24年9月10日から平成24年9月28日までの19日間

### 【第5次清里町総合計画推進管理の閲覧場所】

各施設窓口で閲覧（役場1階、札弦センター、緑センター、プラネット97、保健センター）

清里町ホームページ

### 【募集方法】

持参、郵送、ファックス、電子メールにて意見提出

## ●町民意見提出手続きによる意見の提出状況

区分	持参	郵送	ファックス	電子メール	合計
人数	0	0	0	1	1
件数	0	0	0	27	27

	意見の概要	意見に対する考え方
推進計画管理全般	<p>現状と課題はできるだけ具体的に挙げ、進捗率を示してほしい。また、検証と改善の機会を増やすとともに、計画的な推進管理体制を行ってほしい。</p> <p>雇用の確保を図ってほしい。</p> <p>事業の実施にあたって、広く町民に意見を求めるとともに、お金をかけるだけでなく、知恵と工夫のできるものは行う。</p>	<p>「総合計画の推進管理」により、今後も施策の進捗状況について、計画的な点検を実施するとともに、町民自身が計画推進の主体として意見反映できる場を継続的に設け、計画の推進管理に反映して参ります。また、中間年においては中期的な評価を行い、計画の見直しに繋げて参ります。</p>
第1章 協働と共生で築く自立のまち	<p>地域担当職員は少なくとも1か月に1回、町民と双方向の情報交換を行い、町民の声によく耳を傾け、それを行政に生かすことが必要。</p> <p>住民参加による町政の推進を本気で求めるならば、町民の提案・意見を真摯に聞き、それを誠実に町政に生かす『見える化』が必要。</p> <p>まちづくり参加条例は単なる精神条項となっており、スピード感と実行力に欠ける。よって本条に反する行為があった場合は、処罰を行う罰則規定を設ける。</p> <p>各施設の利用度、維持費等を総合的に勘案し、移管・縮小・統合・閉鎖等行う。</p> <p>各事業計画は町民に収支見通しを明確にし、将来にわたって費用対効果が認められるのかの検証を行い、それが有効と判断されるもののみを行う。</p> <p>あれもこれもやらない。思いつきでやらない。バラマキはやらない。しがらみ、慣習にとらわれない。優先順位をつけやる。よその真似ばかりしない。</p>	<p>第2節「住民と行政の協働によるまちづくりの推進」により、地域職員担当制度の充実、「住民参加による町政の推進」により、情報共有化の促進を図ります。尚、罰則規定については、地方公務員法の規定により対応します。</p> <p>第3節「効果的、効率的な行政運営の確立」により、施設の効果的活用、事務の効率化、「時代に即した組織機構の改革」により、継続した組織機構改革の実施、「選択と集中による計画的な事務事業の実施と見直し評価の推進」により、計画的な事業の推進を図って参ります。</p>

	意見の概要	意見に対する考え方
第1章 協働と共生で築く自立のまち	自治会の責任と権限を拡大し、小さな行政町を推進する。	第3節「効果的、効率的な行政運営の確立」により、施設の効果的活用、事務の効率化、「時代に即した組織機構の改革」により、継続した組織機構改革の実施、「選択と集中による計画的な事務事業の実施と見直し評価の推進」により、計画的な事業の推進を図って参ります。
	町の未利用財産をリストアップして、相応の活用をはかる。インターネットオークションの利用。廃校を活用し、文化・芸術・工芸・スポーツを呼び込む。	
	新規事業の補正予算は行わない（年度予算重視）。	
	課の統廃合を行う。	
	議員定数を相応の人口比とするのと、報酬を実働日当制とする。	
	町債等、将来にツケをまわす財政運営はやめ、町債償還を計画的に行い、10年後には完済すること。	
議会、各委員会、審議会等の開催に当たっては、3日前までに日時・場所・議案を明らかにし、かつ町民に周知し広聴を求める。	第6節「情報の共有をうながす広報・広聴活動の充実」により、可能な限り広く周知を図って参ります。	
第2章 自然と共生する安全安心な環境のまち	ウォーキング・サイクリングロードを整備する。	第1節「調和のとれた土地利用の推進」により、自然景観と一体化した環境整備を図って参ります。
	省エネ・節電対策を、目標値を設定して取り組む。	第3節「地域環境保全と循環型社会の構築」により、ごみの減量化と3R運動の推進、省エネルギーや新エネルギー活用の促進を図って参ります。
	清掃センターの省エネ、熱回収を推進する。	
	販売元で発生するごみは、販売元が分別回収する様、容器設置を義務づけ、町の分別収集の負担軽減化をはかる。	
	再資源化促進法（都市鉱山）の取り組みを行う。	第4節「緑豊かな環境と美しい景観の保全と創出」により、よりよい環境の保全に努めて参ります。
堆肥、液肥による臭気を減らす施策を更に強化する。		
第4章 活力にあふれ、豊かな地域を創る産業のまち	商店街をショッピングモール化する。	第3節「活気のある商業活動の振興」により、商店街にぎわい再生に向けた推進体制や魅力ある商店街づくりの推進と支援を図って参ります。
	焼酎は出張販売、マスコミ露出などで認知・ブランド化で販路を拡げる。焼酎の銘柄を絞り効率化を図る。焼酎と合う地元の食べ物（物産）の提案や、新しい飲み方を提案する。	第5節「豊かな地域資源を活用した観光の振興」により、焼酎事業は地域特産品としての付加価値を更に高め販売を促進するとともに、観光施設においては、より快適で魅力ある施設としての管理と効率的な運営の促進を図って参ります。
	各温泉施設は熱エネルギー利用、源泉かけ流しを売りにする。また、緑清荘はホテルに相応しいネーミングに変え、大看板を幹線道路沿いにたて、アクセス経路の要所に案内板を設ける。	
第5章 学びと交流のひとづくりのまち	郷土資料館は閉鎖し、プラネットに展示品を移す。	第5節「芸術・文化の振興」により、現在も一部展示品はプラネットに展示しておりますが、学校教育や社会教育活動による郷土資料館の利活用を図って参ります。
	移住、定住促進の為、空き家・空き地バンクの発信、長期滞在用住居の更なる整備、町の説明会、見学ツアーを設ける。	第7節「交流のまちづくりの推進」により、多様なニーズに対応した受入体制の整備、促進を図って参ります。

※お寄せいただいたご意見は、今後、第5次総合計画推進管理の参考とさせていただきます。